

逗子都市計画道路(3・6・5号桜山長柄線、3・4・1号横須賀逗子線)の

都市計画素案について

神奈川県では、このたび、逗子都市計画道路（3・6・5号桜山長柄線、3・4・1号横須賀逗子線）の都市計画素案を取りまとめましたので、皆さんのご意見をお聴きするため、素案の閲覧とともに公聴会を開催します。公聴会で公述を希望する方は申出期間内に公述申出書を提出してください。

1 都市計画素案の閲覧及び公述申出

公聴会で公述を希望される方は、「公述申出書」に必要事項を記入し、申出期間内に提出してください。
(「公述申出書」は下記閲覧場所及び県のホームページから入手できます。)

閲覧(申出)期間	閲覧場所	閲覧(申出)時間
令和8年1月26日(月)～ 令和8年2月16日(月) ※土曜日、日曜日及び祝日は 閲覧(申出)できません。 ※公述申出書は期間内必着	神奈川県県土整備局都市部都市計画課 (横浜市中区日本大通1)	午前8時30分～午後5時15分
	逗子市環境都市部環境都市課 (逗子市逗子5-2-16)	午前8時30分～午後5時15分

◎公述申出書の提出先：逗子市環境都市部環境都市課

提出は①持参または郵送、②FAX、③電子メール添付のいずれかの方法で受け付けます。

【提出先】①〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 / ②(046) 873-4520 / ③kankyo@city.zushi.lg.jp

2 公聴会の日時及び場所 ※公述の申出がなかった場合は開催しません。

開催日	開催時間	開催場所
令和8年3月12日(木)	午後7時～午後9時	逗子市役所(逗子市逗子5-2-16)5階会議室

※公述人の人数によっては、終了時間が早まることがあります。

3 公述人の資格

原則として逗子市民及び利害関係人（素案に係る区域の土地に法律上の権利関係を有する方、逗子市内に在勤の方等）です。

4 公述人の決定

公述人は10人程度としますが、同じ趣旨の意見が多数あるときは、申出をされた方のうちから公述人となる方を決定させていただきます。決定の結果は、公述の申出をされた方にそれぞれ通知します。

なお、公述人1人あたりの公述時間は15分以内とします。

5 公聴会を開催しない場合

公述の申出がなかった場合は、公聴会は開催しません。開催しない場合は、次のとおりご案内いたしますが、ご不明の場合は、お手数ですが「7 お問合せ先」までご連絡ください。

- (1) 神奈川県公報に掲載
- (2) 神奈川県ホームページ及び逗子市ホームページに掲載
- (3) 神奈川県県土整備局都市部都市計画課、逗子市環境都市部環境都市課及び公聴会会場に掲示

6 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、公聴会が開催されることをご確認の上、当日、直接会場にお越しください。ただし、人数によっては、傍聴をお断りすることがあります。

また、公聴会当日、手話通訳を必要とされる方は、令和8年2月16日(月)までに
「7 お問合せ先」までご連絡ください。

7 お問合せ先

- 神奈川県県土整備局都市部都市計画課 TEL(045)210-6175 FAX(045)210-8879
- 逗子市環境都市部環境都市課 TEL(046)873-1111 FAX(046)873-4520



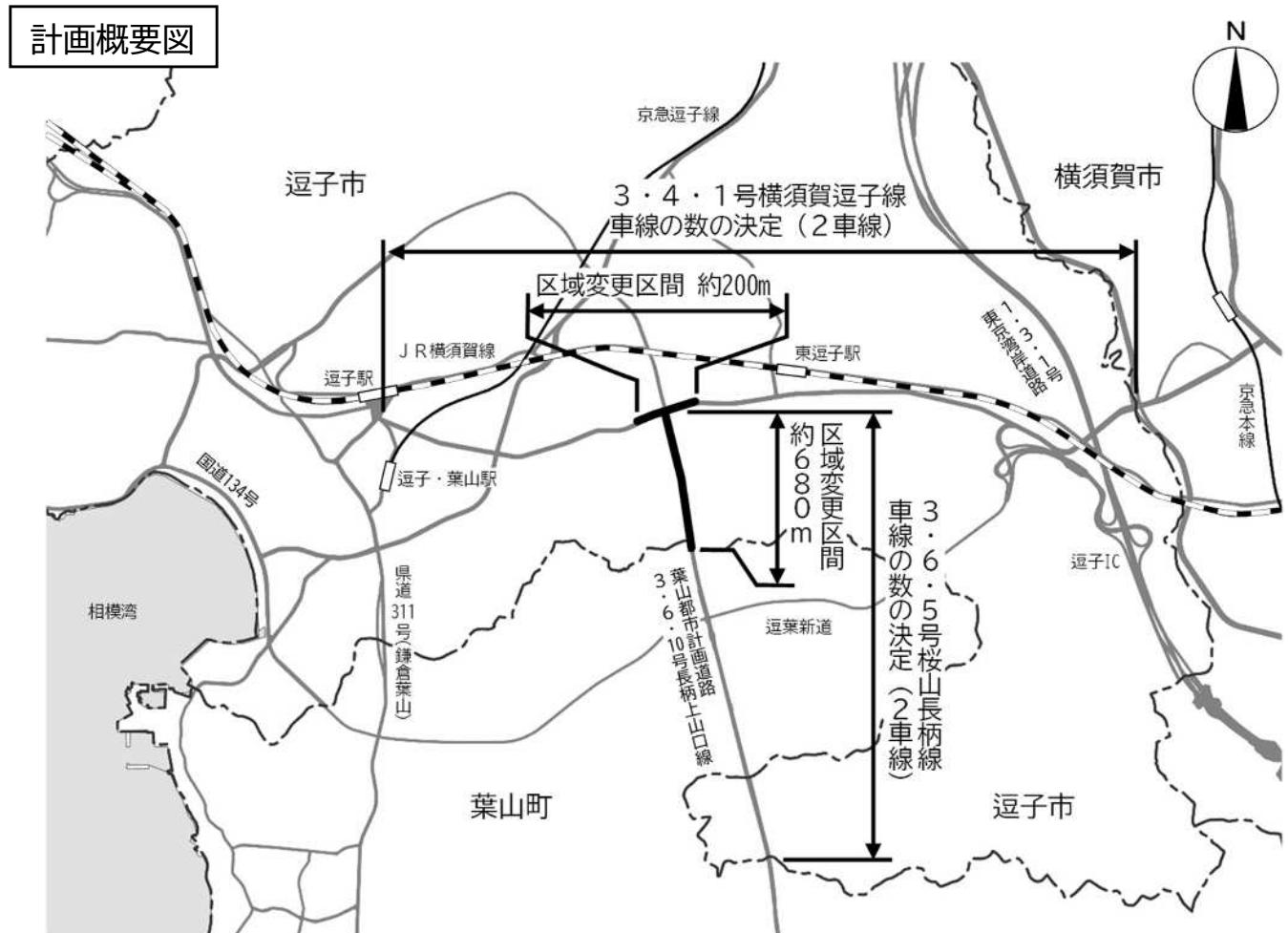
都市計画素案について

【逗子都市計画道路の変更（3・6・5号桜山長柄線及び3・4・1号横須賀逗子線）について】

逗子都市計画道路3・6・5号桜山長柄線は、国道134号等の周辺道路の交通混雑の緩和に寄与する路線として、平成5年8月に都市計画決定し、逗子市・葉山町・横須賀市を結び、三浦半島都市圏域内における交流連携を活発化させる路線である三浦半島中央道路の一部となっています。

今回、事業実施に向けて詳細な検討を行った結果、トンネル構造等が確定したため、本路線の区域等を変更するものです。

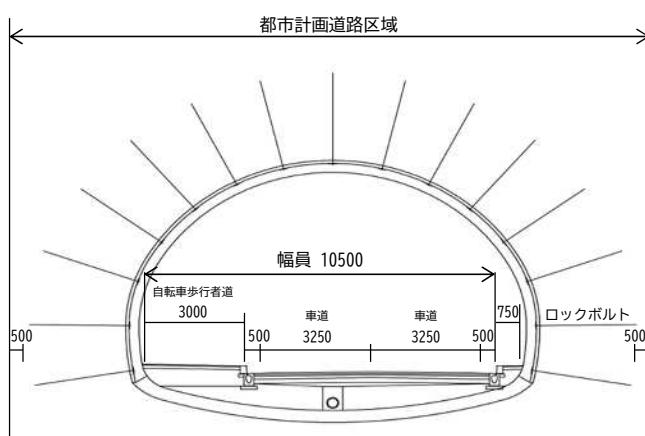
また、接続する交差部の円滑な交通を確保するため、3・6・5号桜山長柄線の変更に併せ、3・4・1号横須賀逗子線の区域等を変更します。



この図面は、横須賀市、逗子市及び葉山町との協議を経て、同市町都市計画決定データを使用して作成したものです。

標準横断面図

3・6・5号桜山長柄線（幅員10.5m）



3・4・1号横須賀逗子線（交差部）

